

特定施設に係る設置・変更時の届出一覧

届出の事由	根拠条文(法)	手続きの種類	提出期限	添付書類
特定施設または有害物質貯蔵指定施設を設置しようとするとき	第5条第1項 第5条第3項	特定施設(有害物質貯蔵指定施設)設置届出書	工事開始の60日前まで	必要に応じて添付してください ・事業場の場所がわかる工場案内図 ・特定施設、汚水等の処理施設及びこれらに関連する主要施設の配置図(平面図にそれぞれを明記) ・有害物質使用特定施設等に係る設備配置図
特定施設または有害物質貯蔵指定施設の構造を変更しようとするとき	第7条	特定施設(有害物質貯蔵指定施設)変更届出書	変更に係る工事開始の60日前まで	・特定施設の構造図、使用書、カタログ類 ・有害物質使用特定施設等に係る設備の構造図、仕様書、カタログ類 ・特定施設を含む操業の系統(生産工程フロー図など)
特定施設または有害物質貯蔵指定施設の仕様の方法を変更しようとするとき				
汚水等の処理方法を変更しようとするとき				・用水及び排水の経路図 ・有害物質の搬入搬出系統図
排出水の汚染状態及び量を変更しようとするとき				・使用する原材料等の成分表、SDS等 ・汚水等の処理施設の構造図、仕様書、カタログ類
排出水に係る用水及び排水の系統を変更しようとするとき				・汚水等の処理の系統 ・汚水等の処理施設の設計計算書
法改正等で新たに特定施設または有害物質貯蔵指定施設が追加されたときに、既に該当する特定施設または有害物質使用特定施設を設置している場合	第6条	特定施設(有害物質貯蔵指定施設)使用届出書	事由が発生した日から30日以内	
届出者の氏名、名称及び住所、法人にあってはその代表者の氏名に変更があったとき	第10条	氏名等変更届出書	変更した日から30日以内	
工場、事業場の名称及び所在地に変更があったとき				
特定施設または有害物質貯蔵指定施設を廃止したとき	第10条	特定施設(有害物質貯蔵指定施設)使用廃止届出書	廃止の日から30日以内	参考までに、廃止した施設を明示した事業場平面図
特定施設のすべてを譲り受けたとき	第11条第3項	承継届出書	承継した日から30日以内	参考までに、承継した施設を明示した事業場平面図や施設一覧
相続、合併、分割により特定施設のすべてを承継したとき				

※提出部数は2部(正・副)です。